

議提第1号

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する
条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、小松島市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

令和4年3月25日

小松島市議会議長 廣田和三殿

| | | |
|-----|----------|-------|
| 提出者 | 小松島市議会議員 | 井村 保裕 |
| | 〃 | 米崎 賢治 |
| | 〃 | 出口憲二郎 |
| | 〃 | 池渕 彰 |
| | 〃 | 南部 透 |
| | 〃 | 松下 大生 |

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を
改正する条例

小松島市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和45年小松島市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改め、同項第2号中「100分の133.5」を「100分の128.5」に改め、同項第3号中「100分の99.5」を「100分の94.5」に改め、同項第4号中「100分の48.5」を「100分の43.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 8 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間における議員報酬の月額額は、第2条各号の規定にかかわらず、同条各号に規定する月額から当該月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定基礎となる議員報酬の月額については、同条各号に定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（令和4年6月に支給される期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給される期末手当の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、改正後の同条の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。